

令和6年10月分（12月支給分）より児童手当の制度が一部変更になります。

※支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

1. 変更後内容

①支給対象年齢拡大

18歳まで（平成18年4月2日以降生まれ）の児童（以下、高校生年齢以下児童と表記）がいる世帯が支給対象となります。

②所得制限撤廃

上記①に該当する世帯の全世帯が児童手当の支給対象となります。

③多子加算支給額の拡充

第3子以降の児童は児童1人当たり支給額が**一律3万円**となります。

④多子加算の算定年齢の拡充

算定児童について、18歳～22歳（平成14年4月2日生まれ～平成18年4月1日生まれ）の児童（以下、大学生年齢児童と表記）も対象となります。

【現行】
 高校生年齢以下児童から年齢順に第1子・第2子と数え、小学生以下の児童が第3子以降となる場合に多子加算が適用
 第3子以降、1人につき月額15,000円



【法改正後】
 大学生年齢児童から年齢順に第1子・第2子と数え、高校生年齢以下児童が第3子以降となる場合に多子加算が適用
 第3子以降、1人につき月額30,000円

★算定例①★

児童年齢	算定	支給額
21歳	第1子	—
17歳	第2子	10,000円
13歳	第3子	30,000円

★算定例②★

児童年齢	算定	支給額
23歳	—	—
17歳	第1子	10,000円
13歳	第2子	10,000円

⑤支給月が2か月に1回

児童手当の支給月が**2月、4月、6月、8月、10月、12月**となります。

※現行は2・6・10月に前月分までの4カ月分を支給（例：6・7・8・9月分を10月期に支払）
 法改正後は偶数月に前月分までの2カ月分を支給（例：6・7月分を8月期に支払。8・9月分を10月期に支払）

2. 支給額

	3歳未満	3歳以上18歳年齢末まで
第1子・第2子	1人につき月額 15,000円	1人につき月額 10,000円
第3子	1人につき月額 30,000円	大学生年齢児童から年齢順に第1子、第2子と数え、高校生年齢以下のおおさんが第3子以降となる場合、月額30,000円となります

3. 申請期限

令和6年9月30日（月）



なお、申請期限後に申請があった場合は、支給月は遅れますが、令和6年10月分から遡って支給します。ただし、請求権の時効が成立した場合は申請月の翌月からの支給となりますので、ご注意ください。

4. 申請対象者

児童手当または特例給付を受給していますか？

はい

いいえ

大学生年齢児童（表面④に該当）
がおり、3人以上のきょうだいが
いますか？

大学生年齢児童（表面④に該当）
がいますか？

はい

いいえ

申請必要
（下記Aへ）

申請不要
（※1）

はい

いいえ

高校生年齢以下児童（表面①に該当）
が同居していますか？

高校生年齢以下児童（表面①に該当）
が同居していますか？

はい

いいえ

申請必要（下記Bへ）

申請必要（下記Cへ）

はい

いいえ

申請必要（下記Dへ）

申請必要（下記Eへ）

（※1）高校生年齢がいる世帯や第3子以降の児童がいる世帯、特例給付を受給している世帯で増額対象となる場合は、**職権で増額（申請不要）**とし、額改定認定通知書を令和6年12月の支給日までに送付します。

5. 児童手当の支給手続き

下記の提出書類を**返信用封筒にて返送**または白山市役所子育て支援課窓口まで提出してください。

提出書類

▼申請対象者A

- ・ 監護相当・生計費の負担についての確認書

▼申請対象者B

- ・ 児童手当認定請求書
- ・ 監護相当・生計費の負担についての確認書（3人以上のきょうだいがいる場合のみ必要）
※3歳未満の児童がおり、国家公務員共済、地方公務員等共済に加入している方は健康保険証のコピー

▼申請対象者C

- ・ 児童手当認定請求書
- ・ 別居監護申立書（支給対象児童のうち住民票上他市に在住している児童分について記入してください）
- ・ 監護相当・生計費の負担についての確認書（3人以上のきょうだいがいる場合のみ必要）
※3歳未満の児童がおり、国家公務員共済、地方公務員等共済に加入している方は健康保険証のコピー

▼申請対象者D

- ・ 児童手当認定請求書
※3歳未満の児童がおり、国家公務員共済、地方公務員等共済に加入している方は健康保険証のコピー

▼申請対象者E

- ・ 児童手当認定請求書
- ・ 別居監護申立書（支給対象児童のうち住民票上他市に在住している児童分について記入してください）
※3歳未満の児童がおり、国家公務員共済、地方公務員等共済に加入している方は健康保険証のコピー